

平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金4,070,329,139円の全額を減債積立金に積み立てるものとする。

平成27年9月18日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

平成26年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うには、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。